

まいばら

vol. 37

3/15

2007.

次回の広報まいばら発行日は…
4月1日号（市政情報誌）3月23日（金）

くらしに役立つお知らせ号

ト	市議会第1回定例会から	平成19年度予算案／指定管理者制度を新たに導入	1
ピ	あなたの一票を大切に	4月8日は滋賀県議会議員一般選挙の投票日です	2
ツ	観光キャンペーン使節を募集	米原市のPR活動に あなたのやる気と元気をぜひ!	4
ク	職員（嘱託・臨時）を募集	コンポステーション息吹で働いてみませんか?	7
ス	消費生活相談コーナー	悪質な訪問販売 契約するまで帰らない新聞の勧誘員	8

市議会第1回定例会 [2月28日から3月20日まで] に提案中!

平成19年度一般会計予算（案）

前年比3.5%減の

総額 169億8,000万円

特別会計を含むと329億1,307万5000円

米原市では、歳出の削減を図るとともに“現場主義”による市民ニーズに即応した施策や事務事業に取り組めるよう、今回からあらかじめ各部局に予算配分する新たな手法を取り入れ、予算を編成しました。また、平成19年度予算は合併後2度目の本格予算案となり、合併前から引き継いだ事業がほぼ終わったことを受け、少子高齢化対策など、子どもや家庭に向き合う施策（次世代支援、防犯、防災など）に重点を置いた内容となっています。

歳入は

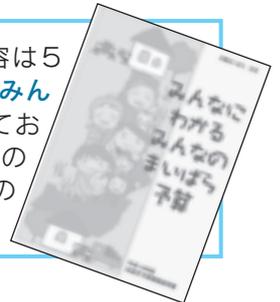
- 税源移譲による市民税の増と税制改正による増 **前年比+4億8,000万円**
- 地方交付税の減 **前年比 -3億円**
- 市債発行の減 **前年比-3億3,290万円**

歳出は

おもな新規事業など

- 放課後の児童を保育する「放課後安心プラン」の創設 **事業費2,784万2,000円**
- 伊吹・山東学校給食センター統合に向けた設計業務委託 **事業費2,119万円**
- 「妊産婦健診無料化」を2回から5回に **事業費1,252万円**
- 洪水ハザードマップの作成 **事業費 400万円**
- 安心安全メール配信サービスの開始 **事業費91万5,000円**
- CATV手話放送の試行 **事業費23万4,000円**
- 職員の減と地域手当廃止による人件費の減 **前年比-1億5,200万円**

平成19年度予算のくわしい内容は5月発行予定の広報まいばら別冊「みんなにわかるみんなの米原予算」にてお知らせします。皆さんの税金がどのようなまちづくりに役立てられるのか、ぜひご確認ください。



指定管理者制度を新たに7施設で

伊吹健康プラザ「愛らんど」などで4月から

市では、4月1日から次の7施設で新たに指定管理者制度を導入するため、管理者の指定をおこない、市議会3月定例会でその議決を求めます。

施設名称	指定管理者	指定期間
伊吹健康プラザ「愛らんど」(保健センター部門)	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会	平成23年3月31日まで
柏原緑地	米原市柏原区	平成22年3月31日まで
朝妻緑地	朝妻区	
米原駅西部第1児童公園	下多良区	
米原駅西部第3児童公園		
米原駅西部第2児童公園	米原西区	
米原駅西部第4児童公園		

愛らんどでの保健事業について

指定管理者制度の導入後も「育児相談・住民健診・ヘルスアップ事業」などの保健事業についてこれまでと変わることはありません。

4月8日は、

滋賀県議会議員一般選挙の投票日です。

滋賀県議会議員一般選挙 臨時啓発統一標語

まちがすき 願いよとどけ 投票日

投票時間は午前7時から午後8時まで

（第1～第4投票所は午後7時まで）

開票

とき 平成19年4月8日（日）午後9時30分から
ところ 米原市民体育館（長岡）

米原市で投票できる人

次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人

住所要件

①平成18年12月29日以前に転入届がなされ、引き続き3か月以上米原市に住んでいる人。

②平成18年12月30日以降に滋賀県内の他の市町の区域内に住所を移し、引き続き当該他の市町に住んでいる人（この要件に該当する方は、選挙管理委員会におたずねください。）

年齢要件

昭和62年4月9日以前に生まれた人。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

投票日当日と同じように投票する

ことができます。

期 間 3月31日（土）から

4月7日（土）まで

場 所 米原市役所の各庁舎

（米原庁舎・山東庁舎・伊吹庁舎・近江庁舎）

投票時間

〔米原庁舎〕午前8時30分から午後8時まで

〔山東・伊吹・近江庁舎〕

午前8時30分から午後6時まで

※お越しの際は、入場券をお持ちください。

※平成19年4月8日までに20歳の誕生日を迎える方で、誕生日までに投票される人は、従来の不在者投票となります。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳（または戦傷病者手

帳）をお持ちの人で障がいの程度の重い人、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、手続きを早急にお願いします。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所されている人は、当施設長が不在者投票管理者となり、当施設で不在者投票ができる制度があります。当制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望される人は、施設の職員にお申し出ください。

■4月8日（日）は、滋賀県議会議員一般選挙の投票日です■みなさん、貴重な一票を無駄にすることなく、投票に出かけましょう。

市内の投票所

投票区	投票所名	当該投票区で投票する区域	投票区	投票所名	当該投票区で投票する区域
第1	甲津原交流センター	甲津原	第25	本郷公民館	堂谷、本郷
第2	曲谷集会所	曲谷	第26	米原市役所山東庁舎	長岡、万願寺、西山
第3	甲賀集会所	甲賀	第27	米原区公民館	米原
第4	吉槻生活改善センター	吉槻	第28	梅ヶ原公民館	梅ヶ原、入江
第5	上板並集会所(※)	上板並、下板並	第29	米原市役所米原庁舎	米原西、下多良、賀目山
第6	大久保老人憩の家	大久保、小泉			
第7	伊吹生活改善センター	伊吹	第30	和ふれあいセンター <small>なごみ</small>	中多良、上多良、多良
第8	上野会館	上野	第31	筑摩蓮沼会館	朝妻、筑摩
第9	弥高集会所	弥高	第32	磯公民館	磯
第10	米原市役所伊吹庁舎(※)	春照	第33	樋口公民館	河南、樋口
第11	高番集会所	高番	第34	息郷老人憩の家	南三吉、三吉、西坂
第12	杉澤集会所	杉澤、伊吹ヶ丘、	第35	東番場会館	東番場、西番場
		村木	第36	醒井公民館	一色、醒井
第13	大清水会館	大清水	第37	醒井幼稚園	枝折
第14	上平寺集会所	寺林、上平寺	第38	下丹生集会所	下丹生、上丹生
第15	藤川集会所	藤川	第39	世継会館	世継
第16	柏原生涯学習センター	柏原(西)、清滝	第40	近江母の郷コミュニティハウス	宇賀野、飯
第17	はびろ会館	長久寺、柏原(東)	第41	長沢公民館	長沢
第18	大野木公民館	須川、大野木	第42	近江公民館	舟崎、高溝、顔戸、近江ニュータウン重町
第19	河内会館	梓、河内			
第20	大原小学校体育館	市場、夫馬、朝日	第43	岩脇公民館	岩脇、リパティエ近江
第21	龍が鼻会館	烏脇、坂口、村居田、山東桜ヶ丘、平和台、グリーン牧場坂口	第44	新庄公民館	新庄、箕浦、西門寺
			第45	近江いきいき健康館	能登瀬、日光寺、寺倉
第22	野一色会館	井之口、野一色、小田、間田、坂田青成苑、すみれヶ丘	第46	多和田会館	多和田
			第47	さくらが丘公民館	近江さくらが丘
第23	山東幼稚園	天満、本市場、池下	第48	サンライズ近江会館	近江グリーンタウン、サンライズ近江、母の郷ニュータウン、レイクサイド宇賀野
第24	勤労青少年ホーム	志賀谷、北方、菅江、加勢野、山室、大鹿			

※ [] の投票所は、平成18年7月2日執行の滋賀県知事選挙から投票区割または投票所を変更していますので、お間違いのないようご注意ください。

※ 今回の滋賀県議会議員一般選挙の第5投票所は、『上板並集会所』となります。

※ 第10投票所は、米原市役所伊吹庁舎別館から本館の玄関口に変更になります。

お問い合わせ 選挙管理委員会事務局（米原庁舎 総務部 総務課内） ☎ 52-1552 📠 52-4447



お知らせ

3月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

- ▶ 国民健康保険税 第10期
 - ▶ 保育園保育料 3月分
 - ▶ 介護保険料 第10期
 - ▶ 水道料金 3月分
(1-2月使用量を1/2したもの)
 - ▶ 下水道使用料 3月分
・ 山東・伊吹・米原地域
(1-2月汚水量を1/2したもの)
・ 近江地域
(12-1月汚水量を1/2したもの)
 - ▶ 下水道事業受益者負担金
※ 口座振替日・納期限 4月2日(月)
- ☎ 市 税務課 (近江庁舎)
☎ 52-1556 FAX 52-8730

後期高齢者医療広域連合が
設立されました

平成20年4月から、現在の老人保健制度に代わる新たな医療制度『後期高齢者医療制度』がスタートします。この後期高齢者医療制度を運営するため、滋賀県内のすべての市町が加入して構成する「滋賀県後期高齢者医療広域連合(特別地方公共団体)」が、2月1日に設立されました。今後、広域連合では、円滑な制度開始に向けて、条例の制定や被保険者証の発行等の準備事務が行われます。新しい制度の具体的な内容については、制度開始前に改めてお知らせ

させていただきます。

☎ 市 医療保険課 (近江庁舎)
☎ 52-6922 FAX 52-8730

農地法に関する許可申請
受付締切日と総会開催日
の変更について

農地法の滋賀県知事許可が、平成19年4月1日から各市農業委員会に権限移譲されることに伴い、農地法許可申請に関する手続きを次のとおり変更します。

申請受付締切日の「毎月10日まで」を「毎月15日まで」に変更し、それに伴う農業委員会総会開催日を「毎月25日前後」から「毎月10日前後」に変更します。

※ 申請受付締切日が休日(土・日・祝日)の場合は翌日までとします。
☎ 市 農業委員会事務局 (伊吹庁舎)
☎ 58-2226 FAX 58-1630

労働基準監督署の再編成
～4月2日、彦根・長浜を統合～

4月2日、長浜労働基準監督署と彦根労働基準監督署が統合され、長浜が管轄している「米原市・長浜市・東浅井郡・伊香郡」は「彦根労働基準監督署」の管轄となります。長浜労働基準監督署で行っている窓口業務は、平成19年3月30日(金)をもって終了し、4月2日(月)から、彦根労働基準監督署で開始します。
なお、4月から当面の間、毎月、

第1・第3金曜日10時～16時まで、長浜商工会議所内に出張受付窓口を開設します。

☎ 滋賀労働局企画室
☎ 077-529-6648

募集

警察官などを募集

滋賀県警察本部では、警察官・少年補導職員・船舶技術者を募集しています。くわしくは下記まで。

☎ 滋賀県警察本部
☎ 0120-204-314
<http://www.pref.shiga.jp/police>

米原市芸術展覧会検討委員を
募集

「市芸術展覧会」のあり方などについて検討し、展覧会の運営に携っていただける委員を募集します。応募資格▶ 市内在住・在勤・在学の20歳以上の方で、音楽・美術に関心のある方

任期▶ 平成19年4月1日～平成20年3月31日まで
募集定員▶ 9人以内
応募締切▶ 3月30日(金) 必着
☎・☎ 市教委 文化スポーツ振興課 (山東庁舎)
☎ 55-8106 FAX 55-4040
Eメール bunspo@city.maibara.shiga.jp

休日急患診療所が
3月末で閉所に

湖北広域行政事務センター 休日急患診療所

湖北広域行政事務センター休日急患診療所は昭和51年に救急医療サービスを提供する場として開設されました。開設から30年あまりが経過し、地域医療施設のサービスの充実に伴い利用者が著しく減少してきたことから、平成19年3月31日をもって閉所することになりました。皆さまのご理解をお願いします。

☎ 湖北広域行政事務センター
☎ 62-7143 FAX 65-0245

滋賀県広域災害・救急医療情報システム
の変更について

3月1日から電話番号が変わりました

湖北消防本部の合併に伴い、365日・24時間体制で、救急の診療に対応できる県内の病院や診療所を紹介する『滋賀県広域災害・救急医療情報システム』の電話番号が変更になりました。

変更前		変更後	
米原市	☎ 55-3799	→	米原市
長浜市	☎ 63-3799		長浜市
東浅井郡	☎ 73-3799		☎ 63-3799
伊香郡	☎ 82-3799		伊香郡

滋賀県広域災害・救急医療情報システムは
ホームページでも案内しています。
<http://www.shiga.qq-net.jp/>

介護相談員を募集

介護保険制度の公平な運営と質の向上を図り、高齢者保健福祉サービスが適切に利用されるよう、米原市・長浜市・東浅井郡内の介護事業所を定期的に訪問し、利用者の意見や要望を聞くなど、介護保険事業者と利用者との橋渡し役を担う「介護相談員」を募集します。

募集人員▶2人

おもな活動内容▶月4回程度の施設

訪問、月1回の定例会への出席など

応募資格▶米原市在住で、福祉や介護などに関心があり、初年度の養成研修および施設訪問や定例会に出席いただける方。※要普通自動車免許、75歳くらいまで

任期▶平成20年3月31日まで

応募の締切▶3月23日(金)

応募方法▶高齢福祉課もしくは各庁舎窓口に設置の応募用紙に記入して提出してください。

☎ 市 高齢福祉課(山東庁舎)

☎ 55-8103 ㊟ 55-8130



米原市コンポストセンター運営委員を募集

“米原市コンポストセンター”の効果的な管理運営などについて検討する「米原市コンポストセンター運営委員会」の委員を募集します。

※米原市コンポストセンター…有機質資源の再利用により、ごみの減量化、温室効果ガスの発生抑制および農地の保全ならびに環境にやさしい農業を推進し、循環型の社会づくりと市民の健康増進に資することを目的に設置した「生物系有機質資源堆肥処理施設」です。

募集人員▶3人以内

任期▶平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

報酬▶会議1回の出席につき4,000円

応募資格▶米原市在住または在勤、在学の方で、平成19年4月1日現在で満20歳以上の方

募集締切▶平成19年3月23日(金)まで(必着)

応募方法▶市役所各庁舎窓口および市公式ウェブサイトに掲載の公募申込書に「資源循環型社会づくり」をテーマにした作文(800字以内)を添えて下記まで。

☎・㊟ 市 環境保全課(伊吹庁舎)

〒521-0392 米原市春照490-1

☎ 58-2230 ㊟ 58-1630

Eメール kankyoku@city.maibara.shiga.jp



国保ヘルスアップ事業推進会議委員を募集

市では、国民健康保険被保険者の生活習慣病予防などを目的とした“国保ヘルスアップ事業”の運営などに関してご意見、ご提案をいただくために国保ヘルスアップ事業推進会議を設置しています。この推進会議の市民代表委員を募集します。

募集人数▶2人

任期▶平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

報酬▶会議出席1回あたり4,000円

活動内容▶概ね年3回程度の会議に出席いただけます。

応募資格▶市内在住または在勤で20歳以上の方

募集締切▶3月30日(金)(※必着)

申込方法▶公募委員申込書に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・Eメールまたは持参のいずれかの方法で、下記までお申し込みください。

☎・㊟ 市 医療保険課(近江庁舎)

☎ 52-6922 ㊟ 52-8730

Eメール iryou@city.maibara.shiga.jp

広告主を募集します。

市では、広報まいばら別冊「みんなにわかるみんなのまいばら予算」に広告を掲載いただける広告主を募集します。



【掲載場所】冊子裏表紙

【発行部数】13,000部

【発行時期】平成19年5月上旬

【募集枠数】2枠

【広告規格】1枠：縦135mm×横185mmフルカラー

【掲載料】1枠：50,000円(税込)

【締切り】3月30日(金)

☎ 市 情報政策課(米原庁舎)

☎ 52-6627 ㊟ 52-5195

観光キャンペーン使節募集

市では、平成19年度に開催されるイベントのキャンペーンなど年間15回程度の観光PRに熱心に取り組んでいただける方を募集しています。

応募資格▶市内在住の18歳以上の方で、家族や勤務先の同意を得られる方

※性別は問いません。

募集人数▶2人

任期▶平成19年5月～平成20年3月末

応募方法▶履歴書に必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した写真を添えて商工観光課まで

※自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は本人の承諾を得てください。

※提出された応募書類は返却しません。

応募締切▶4月16日(月)※消印有効

選考方法▶書類審査および面接

☎ 市 商工観光課(伊吹庁舎) ☎ 58-2227 ㊟ 58-1197



平成18年度観光キャンペーン使節として活躍されたおふたり



春の天ぷら観察会

みんなで摘んだ野草を天ぷらにして食べます。「えっ こんなものも天ぷらに!？」そんな驚きや発見が待っています。お気軽にご参加ください。

日時▶4月22日(日) 10時~15時

※雨天の場合は28日(土)

場所▶多和田周辺の野道

集合▶10時までに多和田会館前

持ち物▶弁当(おかずは少なめに)、水筒、雨具、筆記用具

☎ 近江・オオムラサキを守る会(樋口)

☎・FAX 54-0440

B & Gであそぼう

餅つき体験や楽しいスポーツゲームがいっぱい!さあ、お友だちをさそって山東B & Gへ!

日時▶4月1日(日)

・11時~ 餅つき体験

・13時~ スポーツゲーム

(小学生対象)

場所▶山東B & G海洋センター

参加費▶無料

☎ 山東B & G海洋センター

☎ 57-1414 FAX 57-1509

『旬彩の森』で手づくり体験 ~オリジナルグッズをつくろう~

お子さんやお友だちと一緒にハンドメイド。つかの間でも夢中になれるひと時を過ごしてみませんか。

●炭盆栽・銅版レリーフ・木の美人形

日時▶3月25日(日) 10時~14時

●クレイクラフト・木の実クラフト・押し花など

日時▶4月1日(日) 10時~14時

会場▶旬彩の森2階「里の集」

(米原市伊吹)

参加費▶体験内容により異なります。(500円~)

☎・FAX 伊吹の里 旬彩の森

☎ 58-0390 FAX 58-0406

ミラクルウインドアンサンブル ~Spring Concert

in ルッチプラザ~

湖北の吹奏楽好きが集結します!「となりのトトロ」のメドレーや「功名が辻」などの曲目を演奏します。

日時▶4月8日(日) 13時30分~

場所▶ルッチプラザ ベルホール310

参加費▶無料

☎ ルッチプラザ

☎ 55-4550 FAX 55-4556

びわ湖長浜ツーデーマーチ



開催期日▶5月12日(土)・13日(日)

※雨天決行、1日だけの参加も可
主会場▶長浜豊公園

コース▶「美しい日本の歩きたくなる

みち500選」の認定コースを多く取り

入れ、湖国の素晴らしい歴史・文化

そして琵琶湖に代表される美しい

自然を体感していただける8つの魅力

あるコースがあります。

参加費▶一般1,500円、中学生以下500円

※当日参加申込みは一般2,000円、

中学生以下800円

申込み締切▶4月30日(月)まで

※各コースの行程などくわしくはお問い合わせください。

☎・FAX 実行委員会事務局

☎ 62-3095 FAX 62-3097

<http://www.ex.biwa.ne.jp/~biwako2dm>

みんなびわ湖を

『琵琶湖』と「下水道」

琵琶湖は近畿圏1千4百万人の生活を支える貴重な水資源です。

しかし、かつて日本の高度経済成長が始まった昭和30年代後半から琵琶湖の水質が悪くなり始めまし

た。そのため、県や市町村では、琵琶湖を中心とする公共用水域の水質保全のため、様々な取り組み

を行った結果、昭和50年代のような赤潮の大発生などは見られなくなり

ました。その決定的に大きな力になったのは「下水道」です。県が昭和47年

に事業認可を受けて以来、県下で急速な下水道の整備が進められ、

平成18年3月末の県の下水道普及率は80.3パーセントで全国第7位

となりました。さらに、琵琶湖の富栄養化防止のため、全国に先が

けて「高度処理」を導入し、窒素やリンの除去も行っています。

米原市には、全国に誇る名水や湧水、伝説の残る水源がたくさん

あります。「生命の水」大清水・泉神社の湧水、醒井「七湧水」、清流「地藏川」をはじめ、伊吹山系

や霊仙山に源を発する各河川。私

たちには、これらの美しい水を

できるかぎり汚さずに、琵琶湖へ

と送り届ける責任があります。こ

のことは、琵琶湖の水質を守ると

ともに私たちの快適な住環境を守

ることも意味します。そのため

は、早期の水洗化にご協力してい

ただかなければなりません。

県では、これから50年をかけて

琵琶湖の水質を昭和30年代の

高度経済成長の前の状態に戻そ

うと計画しています。私たちの

これからの取組み次第で、子や

孫が琵琶湖にもぐって、シジミ

を取ったり、遊んだりする…そ

んな光景もそれほど先のことで

はないかもしれません。



米原市国民健康保険加入者のみなさんへ

保険証の更新時期です

現在お使いの国民健康保険被保険者証は、3月31日で有効期限が切れてしまいます。平成19年度の新しい保険証は、3月中に届くようご自宅へ郵送します。

平成19年4月1日から保険証の色が変わります

一般被保険者証・・・緑色

退職被保険者証・・・黄色

新しい保険証が届いたら、記載事項（住所・氏名・生年月日等）をご確認の上、その取り扱い・保管には十分気をつけてください。また、有効期限が切れた保険証にも大切な個人情報が記載されています。確実な方法で廃棄処分してください。

「学生」や「遠隔地」の保険証が必要な場合は…

保険証は原則、世帯に1枚発行していますが、国保加入者が就学、仕事、その他の理由により長期にわたり市内の住所を離れるため、別の保険証が必要なときは、申請により個別の保険証を交付することができます。

申請手続きには、次の書類が必要です。お近くの庁舎または行政サービスセンターの窓口で手続きをお願いします。なお、現在すでに「学生」や「遠隔地」の保険証を交付されている方も、年度ごとに再度更新の手続きが必要となりますのでご注意ください。

学 生・・・新しい国民健康保険証、認印、在学証明書または学生証の写し

遠隔地・・・新しい国民健康保険証、認印、入所（入院）証明書（施設入所者）

こんなときには
届け出を・・・

国民健康保険に加入されていた方が、社会保険に加入された場合

退職などで社会保険から脱退された場合

保険の加入状況に変更が生じた日から14日以内に、お近くの庁舎の窓口または行政サービスセンターの窓口で手続きしてください。

お問い合わせ 市民部 医療保険課 国保担当（近江庁舎） ☎ 52-6922 📠 52-8730

職員募集

米原市コンポストセンター 「コンポステーション息吹」 で働いてみませんか？



	非常勤嘱託員	臨時職員
採用予定人員	1人	1人
勤務内容	コンポストセンター施設管理業務およびその他関連業務	コンポストセンター施設管理業務およびその他関連業務の補助
雇用期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（2年目以降の雇用は、1年を超えない期間で更新が可能）	平成19年4月1日から平成19年9月30日まで（10月以降の雇用は、6ヶ月を超えない期間で更新が可能）
勤務時間	9時～16時	8時30分～17時15分
賃金	月額200,000円	日額6,500円
手当	通勤手当	通勤手当(月13日以上勤務の場合のみ)
勤務地	米原市コンポストセンター(米原市藤川153番地)	
その他	厚生年金・健康保険・雇用保険および労災保険・年次有給休暇あり	

受験資格▶普通自動車運転免許およびフォークリフト免許のある者で、パソコン操作(ワード・エクセルの基礎程度)の知識があること。

試験▶面接・作文

日時▶3月17日(土) 13時から

場所▶米原市役所
伊吹庁舎2階
会議室2A

持ち物▶履歴書
(写真貼付のこと)

受験申込締切▶

3月16日(金)までの
執務時間中(土日を除く)

申込方法▶電話またはFAXで環境保全課まで

お申し込み・お問い合わせ 経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 📠 58-1630

ケーブルテレビ利用料の 減免をスタート

市では行政放送「伊吹山テレビ」を市民のみならず重要な「情報伝達手段のひとつ」と位置づけて運営しています。

このたび市との協議の中で、株式会社ZTVにおいて視覚または聴覚障がいをお持ちの方を対象とした一般放送コースの基本利用料の減免制度が設けられました。「伊吹山テレビ」では、この減免制度に加え、今後も皆さんに親しまれる番組づくりに努めてまいりますのでぜひ番組をご覧ください。

なお、減免の内容および対象者は次のとおりです。

減免内容

(株)ZTVが提供するケーブルテレビサービスのうち一般放送コースの利用料の半額減免(多チャンネル及びインターネットは対象外)

減免対象者

ZTV契約者のうち、以下のすべての要件を満たす方。

- ① 米原市に住所を有する世帯主の方
- ② 視覚または聴覚障がいの身体障害者手帳を所持する方

申請方法

身体障害者手帳と印鑑を持参のうえ、申請窓口までお越しください。

申請窓口

社会福祉課または各庁舎市民自治センター
平成19年4月から(受付は3月15日から)

実施時期

お問い合わせ 米原市社会福祉課 (山東庁舎) ☎ 55-8102 ☎ 55-2406
(株)ZTVお客様センター ☎ 0120-202-555 ☎ 0749-30-3323

消費生活相談コーナー



困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

直通 ☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

悪質な訪問販売
契約するまで帰らない
新聞の勧誘員

3月・4月は学生や社会人が移動する季節です。一人暮らしを始めた若者や転入者を狙って夜間に訪問、契約するまで帰らない悪質な新聞の勧誘員もいるようです。ご注意ください!!

消費生活
緊急情報

(事例)

昨夜8時ごろ、新聞の勧誘員が訪ねてきました。この春から一人暮らしを始めたばかりで金銭的にも余裕がないため、「当面、新聞を取るつもりはない」と断りました。しかし何度断っても帰ってくれません。洗剤やバスタオルを強引に渡され、「1年後からでもいいので○△新聞を取ってほしい」とねばられました。夜間でもあり、怖くなって契約してしまいました。契約は1年後から2年間となっています。断りたいと思うのですが・・・

(T美 22歳)

訪問販売で新聞購読を契約した場合、契約日を含めて8日以内であればクーリング・オフできます。すぐに手続きしてください。

新聞の勧誘は販売店の従業員のほかに、「拡張員」と呼ばれる勧誘専門の業者が行っていることも多く、全国的にトラブルが多発しています。宅配便を装ったり、町内会だとか名乗ったりしてドアを開かせようとすることもありますが、注意が必要です。

新聞購読のような継続的供給契約の場合、期間を定めずに契約した場合はいつでも将来に向けて解約することができません。しかし期間を定めて契約した場合、クーリング・オフ期間を過ぎると、原則として一方の都合だけで解約することはできなくなります。景品や商品券を渡され契約を迫られる場合もあります。新聞の景品は、新聞公正競争規約によって「取引価格の8%、または6か月分の購読料の8%のいずれか低い金額まで」と上限が定められています。購読の意思がない場合は景品に惑わされず、きっぱりと断りましょう。

なお、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約のさせ方に問題があった場合、例えば「帰ってほしい」と言っているのに帰ってもらえず仕方なく契約したような場合や、だまされたり脅されたりしたために契約したような場合には、消費者契約法や民法に基づいて解約できる場合もあります。